破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１１９号
愛知県一宮市平島１丁目３番29号
破産者　後藤　輝夫
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第１２０号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字立切65番地１
破産者　後藤　章文
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第５４４号
奈良県桜井市大字忍阪１番地の１、開始決定上の住所奈良県桜井市大字辻86番地
破産者　岸本　　啓
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第５６８号
沖縄県中頭郡西原町字兼久279番地の15、開始決定時の住所沖縄県中頭郡西原町字上原124番地の６
破産者　玉城　　聡
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２０年（フ）第３８６０号
北海道千歳市富士４丁目５番22号　水間眞由美方、住民票上の住所北海道千歳市末広８丁目７番12号
破産者　佐藤　　学
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５４４号
神奈川県相模原市若松３丁目40番２号
破産者　中島健三こと　**呉**　　健三
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７０３号
愛知県清須市西枇杷島町芳野３丁目106番地３
破産者　南　　茂
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第１３１６号
京都市西京区松室北河原町102番地
破産者　吉澤　明司
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第４０３号
奈良市横井５丁目452　第12号市営住宅第103号、住民票上の住所奈良市横井２丁目240番地の３
破産者　岡田　文一
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１９３号
広島市安佐北区可部南１丁目26番14号
破産者　木村　康子（旧姓向井）
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２１１号
広島県呉市広白岳２丁目４番45号、開始決定時の住所広島県呉市東片山町１番31―1401号
破産者　藤原　英夫
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１０２４号
北海道北広島市西の里東２丁目13番地５
破産者　橋本留美子
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１８年（フ）第３０３号
宮城県大崎市古川駅前大通２丁目４番26号瀬戸歯科ビル４階、開始決定時の住所宮城県大崎市古川北稲葉１丁目２番21号
破産者　瀬戸　　貢
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第２６１号
秋田市金足吉田字羽中20番地
破産者　藤嶋　　昇
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成１８年（フ）第４９６号
福島県郡山市日和田町梅沢字川前119番地
破産者　根本　直美
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第２２５号
千葉県山武市下横地721番地
破産者　小川　清衛
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２０年（フ）第３２４７号
宮城県仙台市泉区長命ケ丘６丁目３番地の18、開始決定時の住所神奈川県藤沢市円行１丁目18番地の15
破産者　栗原　敏昭
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部